

【質問内容・大綱 2 点】

1 みやぎ発展税について

- ・歳入確保対策、歳出抑制対策の実績額
- ・税収の増加見込み
- ・進出企業の納税開始時期
- ・四分野の企業誘致実績
- ・追加四分野の企業立地奨励金制度交付率及び限度額の変化
- ・優遇制度と企業立地促進税制度
- ・立地補助金の位置づけと申請
- ・立地に対する知事の意気込み
- ・傾斜型企业立地奨励金制度
- ・傾斜配分についての知事の考え
- ・情報通信関連企業立地促進奨励事業
- ・情報関連サービス産業誘致の強化
- ・対象業種の拡大
- ・発展税活用における震災対策
- ・震災対策制度に対する県の考え方
- ・発展税活用に対する知事の思い

2 震災対応と仮設住宅について

- ・災害対応の役割分担
- ・災害救助法における組織体制について
- ・災害対応の体制整備のあり方
- ・プレハブ仮設住宅の入居状況
- ・プレハブ仮設住宅の戸数と事業費
- ・復興住宅への転用可能なプレハブ仮設住宅建設
- ・プレハブ仮設住宅の今後
- ・民間賃貸住宅の借り上げ制度

【前段】

現在、大震災からの復興への歩みはまだまだスピード感に欠けるところがあっても、本県においては、少しずつではありますが着実に復興施策が進捗しております。被災地にある当事者の私たちからすれば、それは、単に、自らのために頑張っているのではなく、この地域の存続をかけた闘いであります。そして、この闘いは、私たちだけで行っているのではなく、職員を派遣いただいている各自治体の協力やさまざまな形による民間の力の支えがあり、何より、法律や財源といった安定した国によるサポートなくしては継続していきません。

稚拙な外交運営が招いた領土問題。世論に迎合しただけで、裏づけのない混迷したエネルギー戦略。そして、現実味を帯び始めている政権交代。毎日そんなニュースが流れ続ける中で、私たちが今最も危惧すべきは、政治がつくり出している震災の風化であります。震災からの一年半、この議会から、県民の切なる思いや願いを絶えず国や県に対し声や形として上げ続け、曲がりなりにもやっと復興が進み始めた今、また、国政の停滞の影響を受けるのではないかという不安を県民に抱かせるわけにはいきません。県民の声の集約、ひいては、本議会の持つ力で、これからも復興施策の論議は、国に対ししっかりと主導権を持つ覚悟で臨み、安定した国のサポートをみずからの手でつかみ取っていかなければ、今後、時間が経過するにつれて更に加速していく震災の風化にも打ち勝つことはできません。

先ごろ、南海トラフ大地震の被害想定が示され、大きな話題となりました。この被害想定に該当する各自治体では、今後更なる防災・減災施策が検討されていきます。本県が阪神大震災の経験則から学んだように、これらの自治体にとって、震災時の総括とも言える決算質疑での議論は、貴重なデータになるものであると考えます。震災からの復興と富県戦略の実現に向けたこれからの宮城の思い、そして、私たちの経験を各自治体の防災対策の礎にしてもらいたいという願いを自らの質疑に込めて、以降、大綱二点についてお伺いしてまいります。

【大綱1 みやぎ発展税について】

質問1 歳入確保対策、歳出抑制対策の実績額

みやぎ発展税を活用した企業誘致の実績は、県民だれもが認める素晴らしい成果であります。この税の施行に当たって、この四年間で徹底した事務事業の見直しや歳入確保対策、そして、総人件費の抑制などの歳出抑制対策を講じ、県財政の健全化も同時に進めてこられたと思います。

そこで、平成20年度から平成23年度までの年度ごとの歳入確保対策、歳出抑制対策の実績額をお伺いします。

答弁1 (上仮屋尚総務部長)

県では、平成20年度及び平成21年度においては新・財政再建推進プログラムに基づき、22及び23年度においては第3期財政再建推進プログラムに基づき、徹底した行財政改革に取り組んできたところでございます。その効果額、年度別に申し上げますと、20年度、歳入確保対策293億、歳出抑制対策510億、合計で803億。21年度、歳入228億、歳出702億、合計で930億。22年度、歳入100億、歳出107億、合計207億。23年度、歳入16億、歳出111億、合計127億。4年間合計で、歳入確保対策637億、歳出抑制対策1430億、総トータルで2067億円となっております。

質問2 税収の増加見込み

みやぎ発展税の最大の目的は、県外からの企業誘致と県内企業の更なる技術高度化や取引拡大を促そうとするものであります。知事は常々、富県宮城の実現は財政再建につながるという趣旨の答弁をいたしております。これまでの四年間の企業誘致や県内企業の取引拡大等により、将来における税収の増加見込み額はどれくらい予想されるか、金額ベースでお示しください。

答弁2 (村井嘉浩知事)

法人二税及び個人県民税について、立地企業118社において7000人弱の雇用実績があったことなどをベースに、一定の条件のもとであります試算した場合、平成20年度から24年度までの5カ年間で約30億。25年度以降、毎年約10億円程度の税収になるものと見込んでおります。

また、県内企業の取引拡大による税収の増加見込み額を推計することは困難であります。誘致企業による展示商談会の開催等を契機とする地元企業との取引拡大等も確認されておりました。更なる税収が期待できるものと考えております。

質問3 進出企業の納税開始時期

このように税収においても増加が見込めます。先ほど10億円ずつ増えていくようなお話もございました。立地企業においては、県独自の企業立地促進税制による減免優遇措置等により、県税も免除されていると思いますが、本県に進出した企業の減免措置等が終了し、宮城県への納税が開始されてくる時期はいつごろか、お聞かせください。

答弁3 (上仮屋尚総務部長)

企業立地促進税制におきまして、3つの税目になるわけですが、まず、法人事業税につきましては、対象設備を事業の用に供した日から起算して3事業年度分が課税免除という特例でございます。ですので、4事業年度分から所得に係る法人事業税を納付いただくことになります。

また、不動産取得税につきましては、取得時だけに適用されるものですが、通常の税率の2分の1とする不均一課税ですので、残りの2分の1は納付をいただいているということでございます。また、そもそも減免をしておりません法人事業税の外形標準課税分、あるいは法人県民税は、立地当初より納税をいただいているところでございます。

質問4 四分野の企業誘致実績

これまで富県宮城実現に向けて、ものづくりの産業振興を推進するため、自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、クリーンエネルギー産業の四分野を重点分野として、これまで積極的に企業誘致を進めてこられました。これまでの企業誘致実績におけるこの四分野別の内訳をお聞かせください。

答弁4 (河端章好経済商工観光部長)

企業立地件数を実績としてお示ししている経済産業省の工業立地動向調査によりますと、県が企業誘致の重点分野として定めた四分野と業種の区分が異なっておりますことから、単純に実績件数を申し上げることはできませんが、平成20年から4年間の実績で、輸送用機械につきましては13件、電子部品、電気機械、情報通信機械で13件、そして、食料品、飲料等で40件という形になってございます。

質問5 追加四分野の企業立地奨励金制度交付率及び限度額の変化

先ほど申し上げた重点四分野に加えて、復興特区法が昨年12月に施行され、今年2月に、民間投資促進特区・ものづくり産業版が、国から認定を受けました。新たに木材関連産業、医療・健康関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業が追加された形となりました。この新たに追加された四分野における企業立地奨励金制度の交付率及び限度額がどのように変化したのか、お聞かせください。

答弁5 (河端章好経済商工観光部長)

追加された四分野につきましては、復興特区制度によりまして、集積を目指す業種に認定され、優遇されることになったことでございます。そのことから、みやぎ企業立地奨励金においても、従来から優遇措置をとっていた自動車関連産業などと同様になるように、交付率や限度額の引き上げを行ったところでございます。

質問6 優遇制度と企業立地促進税制度

先ほど申し上げました復興特区法に基づいたものづくり復興特区が、本県においては13市20町1村、全323区域が復興産業集積区域に指定されております。この特区による優遇制度と、先ほど申し上げましたこれまでの県独自の企業立地促進税制との位置づけもお聞かせください。

答弁6 (河端章好経済商工観光部長)

民間投資促進特区、いわゆるものづくり産業版によりまして優遇税制につきましては、活用できる区域が委員御指摘の復興産業集積区域内のみに限定されておりますが、一方で、県独自の企業立地促進税制は県内全域で活用が可能となっております。ただし、この両制度は併用という形はできないために、復興産業集積区域への製造業の産業立地に関しましては、事業者がどちらがよいかということ判断して、優遇税制を選択するという形になるかと思います。

質問7 立地補助金の位置づけと申請

先ほど来議論がある震災後に新設された立地補助金についてですが、宮城県、茨城県、栃木県の3県を対象とした原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金と、発展税における企業立地奨励金における位置づけをお聞かせください。

また、マスコミ報道によると、この補助金には宮城県は5件の申請を行いました。先ほど知事から、沿岸部を中心に5件というお話もございました。どのような分野の、どのよ

うな業種が申請し、幾らの申請額であったか、お聞かせください。

答弁 7 (河端章好経済商工観光部長)

原子力災害周辺地域の産業復興企業立地補助金につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴いまして、3県を対象に国が創設した制度でございます。これにつきましては、国が申請のあった企業の中から選考を行って採択するというシステムになってございます。

一方で、みやぎ企業立地奨励金につきましては、我が県独自の投資要件や雇用要件を満たす企業には原則として交付する形をとらせていただいております。このように、両者は、実施主体や要件が異なる別々の制度でございます。双方の制度を併用することも可能となっております。

また、前段に申し上げました原子力関係の補助金につきましては、国の事業として行われたものでございまして、企業が直接申請を行いまして、国が採択決定をしたものでございます。県でも、県内企業の申請状況について承知はしてございますが、このように国が直接行っている事業でございますことから、申請状況は明らかにすることは困難であることを御理解いただきたいと思います。

質問 8 立地に対する知事の意気込み

この立地補助金というプラスがなければ、沿岸部に立地を検討し申請を行っている5件の企業はなかなか進出をしないのかなと思われまます。企業側とすれば、その問い合わせは、発展税の方も当然来ていると思います。この5件の立地に対し、先ほど国と県独自の部分がある中で、両方併用できるという答弁をいただきましたが、二次申請もございまして、そこに対する意気込みをお聞かせ願えればと思います。

答弁 8 (村井嘉浩知事)

部長が答弁しましたように、これは、事業者が直接国に申請するもので、県を通すものではありません。県がどの企業がいいとか悪いとかフィルターをかけるわけにいかないということです。ただ、我々としては、国の方には、ぜひ沿岸部の方にとっております。今回の5件について、私は具体的な企業名は存じ上げておりませんが、そういった国の考えている要件と少し合わなかった部分があるということでもあります。そういったところについては、奨励金制度等もありますので、産業立地推進課の方で個別にアプローチをさせていただいているということでございます。ただ、企業情報でありますので、余り詳しいことについてこの場でお話しすることは控えさせていただきたいということでございます。

質問 9 傾斜型企業立地奨励金制度

先ほど来、お話を四分野別の実績数もお伺いしてきました。そして、今回の復興特区において八分野に広がりました。私は、企業誘致戦略において重点分野が八分野というのは、一県としては多いのではないかという率直な感想があります。いずれの分野も、どの都道府県や各自治体においても強化しているところでもあります。これでは、どの地域にも効率採算性を無視して空港をつくり上げた、この国の行政運営の失敗の典型図のように思えてなりません。細い木を乱立させ、本県一県で小さな林をつくるよりは、選択すべきものを絞り込みながら、一本ずつ太い幹を育てるといった視点も重要であると考えます。ものづくり復興特区とあわせ、みやぎ発展税を活用しながら、企業集積を図っていくことは大変重要なことではありますが、今回の質疑でもございます、より分野とより沿岸部含めた地域指定をした、「選択と集中」による傾斜型の企業立地奨励金制度の交付率及び限度額を見直すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 9 (河端章好経済商工観光部長)

委員御指摘の重点分野として掲げた八分野これにつきましては、我が県が強みを持つそれを生かした分野というものと、次代を担う新たな分野として、選択と集中のもとに今後の集積と振興を図ろうと考えている分野でございます。みやぎ企業立地奨励金制度におきましても、他の業種よりも交付率と限度額を高く設定して、企業誘致に取り組んでいるところでございます。グローバル経済の中にあって産業構造が変化することも見込まれますので、特定の業種に過度に集中するリスクということも考慮する必要があります。また、県全域の発展を目指す必要もあるということでございますので、奨励金の対象分野や地域について見直しをすることは現時点では考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

質問 10 傾斜配分についての知事の考え

重点分野を8分野に広げていただいたのは、立地していただいたときの分下支えとして優遇税制が働いてくるという部分なのでそこはそこで生かしていきましょう。やはり今度の補助金に対する優位性、企業立地補助金を傾斜的にし、分野に関しては、先ほどの答弁があるためこれ以上踏み込みませんが、今までこの議会でも地域指定についてたくさん議論がございました。被災沿岸部における製造業分野は立地が非常に厳しい状況なので、沿岸地域における傾斜配分を私はすべきであると思っておりますが、知事はどのようにお考えでしょうか。

答弁 10 (村井嘉浩知事)

ものづくりの中の産業別の傾斜や地域の傾斜は、考え方として一つあるかと思えます。ただ、正直なところ、いろいろな企業があつて、この企業、この産業業種ということを絞って言えるほど贅沢な状況ではありません。さらに、今、日本全体でものづくり企業がどんどん海外に出ていったり、つぶれていったりしている状況でございますので、我々としては贅沢なことを言わずに、特に将来性が見込めて、また宮城の可能性のあるところに取り込みたいと思っています。

地域傾斜というのは、これは企業が決めることでありますが、我々としては、できるだけ沿岸部に誘導しようと、今も沿岸部のいい場所を優先的にお示しして、お連れするようにしておりますが、こればかりは企業様が決めることですので難しいと思えます。ただし、重点分野の一つである食品製造業などは、当然、食品加工、特に水産業の加工において、沿岸部の方が確実に有利でありますので、そういった産業をなるべく誘致するようにしながら、特に被害のあつた沿岸部を重点的に見ていただけるように、努力していかねばならないと思っています。ただ、我々の思ったように企業が来てくださり、思ったところに立地してくださるといふことは難しいといふことは、御理解いただきたいと思えます。

質問 11 情報通信関連企業立地促進奨励事業

情報通信関連企業立地促進奨励事業について。平成 20 年から平成 24 年度まで、事業費 1 億 4600 万。この事業効果による企業誘致は、平成 20 年に立地したコールセンター 1 社であります。この 5 年間のこの事業における奨励金制度も 3 度の変更があり、対象業種、要件、限度額が改正された平成 21 年度以降の奨励金制度は使われておりません。情報サービス関連における企業立地の実績をお聞かせください。

答弁 11 (伊藤和彦震災復興・企画部長)

平成 21 年度以降の情報サービス関連における企業立地実績でございますが、いわゆる開発系 I T 企業が 4 社、コールセンターが 12 センター、計 16 件でございます。

質問 12 情報関連サービス産業誘致の強化

この情報サービス関連、本年 6 月 12 日、民間投資促進特区 I T 産業版として、国から認定を受けております。この特区の方でも、また業種が広げられまして、ソフトウェア業、情報処理提供サービス業、インターネット付随サービス業、BPO オフィス、データセンター、設計開発関連業務、デジタルコンテンツ関連業務の 7 業種を対象とし、県内 10 市 6 町 1 村、全 78 区域が指定を受けております。これを契機に、先ほどの答弁のあつた企業立地数ございますけれども、この発展税を活用して、情報通信関連企業立地促進奨励事業の対象業種の拡大と対象要件、奨励金の限度額の見直しを図り、情報関連サービス産業誘致の強化を図るべきであると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 12 (村井嘉浩知事)

情報通信関連企業立地促進奨励事業につきましては、今年の4月、奨励金の加算要件を従前の新規常時雇用者数10人以上から5人以上に緩和するなど、所要の見直しを行いました。対象奨励金の限度額等の今後の見直しにつきましては、現行制度を基本的に維持しつつも、今後の市場動向等を踏まえまして、IT産業版復興特区の好機も生かして適切に対応してまいりたいと考えております。

質問 13 対象業種の拡大

業種の拡大の方はどのような検討なされるか、お聞かせください。

答弁 13 (伊藤和彦震災復興・企画部長)

まずは、知事が先ほどお答えしましたIT産業版の復興特区の状況を見ながらですが、立地特性を見ながら柔軟に対応していくことも必要かと思っております。

質問 14 発展税活用における震災対策

発展税活用における震災対策について。

これまで五年間、総事業費34億2600万、そのうち基金活用額としては約9億6000万です。仙台市議会からの要望書にもあるとおり、主に事業の前倒しを図ることを目的とした橋梁や県有施設の耐震化等の事業が多く占められておりました。昨年の震災以降における発展税活用による震災対策事業の選定のあり方、その考え方が大きく変わってきていると思いますが、お聞かせください。

答弁 14 (上俣屋尚総務部長)

みやぎ発展税を活用しまして実施してきました、いわゆる震災対策パッケージですが、これにつきましては、地震被害の最小化、そうした目的に基づきまして、災害に対応する産業活動基盤の強化、あるいは防災体制の整備、そういった事業を選定してきたところでございます。昨年の震災以後、引き続き橋梁の耐震補強、あるいは県有施設の耐震化を推進することに加えまして、その教訓をきめ細かくとらえ、通信手段の確保のための衛星携帯電話の整備、あるいは被災者支援を目的とした防災用資機材の備蓄体制を再構築するなど、緊急性の高い震災対策事業を選定するという考え方に基づき選定を行ってきております。

質問 15 震災対策制度に対する県の考え方

今度の震災対策において、今回の震災の経験則から、県内の地域企業が果たす役割が非常に大きいとっております。今後、県内地域企業において、津波避難施設として、そしてまた、帰宅困難者を初めとした被災者を支援する避難所的な役割も担っていただきました。昨年の大震災の経験も踏まえ、本県の防災・減災対策の更なる強化のためには、県内の地域企業が取り組む防災・減災対策を支援する事業は大変重要な施策であると思っております。仙台市議会からも具体的な要望として、商店街が所有するアーケードや、企業独自が建設する津波避難施設、そしてまた非常用電源装置への助成制度の創設を要望しております。これらの二つの制度に対する県の考え方をお聞かせください。

答弁 15 (村井嘉浩知事)

昨日、直接、仙台市議会議長さんから受けました。検討はしなければいけないと思っておりますが、今の私の感触としては、アーケードについては、仙台市のアーケードだけというわけにはいきませんので、すべての県内のアーケードを県としては考えなければいけません。それから、非常用電源や津波避難施設につきましても、それぞれ民間企業が相当程度今後増やしていくと思っておりますので、これを助成するとなると、それだけで発展税が底をついてしまう可能性があります。したがって、今後税収が増え続けていき、余裕が出てくれば考えますが、今の状況ではこれを新たに取り組むというのは難しいだろうと思っております。まずは今までやってきたことをしっかりとやりつつ、経済状況、動向等を見ながら、余裕が出てきたらその部分で少しずつ考えていくしか方法がないだろうということを考えております。ただ、今ここで結論を出してはおりませんので、しっかりとそういった御要望をいただいたということは受けとめながら考えていきたいと思っております。結論が出たら市議会の方にも報告に行こうと思っております。

質問 16 発展税活用に対する知事の思い

最後にみやぎ発展税の課税実施期間の延長に当たり、私自身は賛同をさせていただきますが、これまでの5年間を上回る目に見える成果を県民に対して実現していかなければなりません。発展税活用により、これからの5年間、これだけはなし遂げたいという知事の思い、県民に対する約束をお聞かせください。

答弁 16 (村井嘉浩知事)

これから1年半は、まさに復旧期でございまして、その後いよいよ再生期に入って行くわけでございます。そういった意味では、これからの5年間というのは非常に大きな意味を持っていくだろうと思っております。発展税の活用によって、製造業の企業誘致をこれまで以上に積極的に推進し、県内各地域における地元企業との取引拡大、消費の拡大、また新たな雇用の創出ということで、まずは働く場をしっかりと確保していきます。特に、高校出たての、あるいは大学を出たての、これから社会に出ようという人たちが希望を持って、自信を持って働ける場所を確保できるようにしていきたいと思っております。そのための財源にしたいと思っておりますので、何とぞお認めいただきますようお願い申し上げます。

【大綱 2 震災対応と仮設住宅について】

質問 1 災害対応の役割分担

災害救助法に関する相談窓口は、3月12日以降、保健福祉部保健福祉総務課担当職員が2名で4月1日までの約1カ月間、その後、4月2日から5人体制、4月中旬からは他県からの応援職員もあり8人体制、市町村からの避難所運営に関する事項や、ホテル、旅館等の二次避難の取り扱い、埋葬に関する事項、応急仮設住宅に関する事項などなど、災害対応全般にわたり、しかも1日200件から300件の問い合わせ対応業務を行ってきた検証記録があります。今後の課題の中で、県、市町村とも、災害救助法の対応機能を一部署に集中させず、命令系統と役割分担を定め、機能を分散させることが望ましいと方向性が示されております。

具体的にお伺いします。

一、市町村からの避難所運営や二次避難の取り扱いについて、二、埋葬に関する事項について、三、応急仮設住宅におけるプレハブ仮設と民間借り上げについて、それぞれ、どこの部署のどこの課が対応すべきであるとお考えか、お聞かせください。

答弁 1 (村井嘉浩知事)

避難所運営につきましては危機対策課、二次避難につきましては地域復興支援課、埋葬につきましては食と暮らしの安全推進課で担当したところでございます。

質問 2 災害救助法における組織体制について

災害救助法の理解度を保健福祉総務課に任せ、窓口で対応業務に集中してしまいます。容易に想像つきますが、当然県の横同士での問い合わせや、市町村からのたくさんの問い合わせがあった検証記録がございます。その部分の災害救助法を熟知した、いわゆる人員をどのように張りつけていくかということと、災害救助法における県の組織体制について、お伺いします。

答弁2 (村井嘉浩知事)

それぞれ所管がありますので、その所管で対応したわけですが、非常に莫大な業務量でしたので、今後大きな災害があったときに、組織をどうすればいいのかと反省している部分がないわけではございません。例えば、プレハブ仮設と民間借り上げ住宅については、手続は保健福祉部が行いまして、プレハブの仮設住宅の用地選定、仕様書の作成、施工管理、確認検査といったようなことについて、あと民間賃貸住宅の把握は、土木部で行ったということであります。こういったようなことが、2つの部で分かれ、部の中の課ではなくて、部が分かれていたということで、相当混乱したのは事実です。途中で気がついたのですが、そこで1つにすると、引き継ぎなどで大変混乱してしまうだろうということで、今回の震災に対して、もうこのままいくぞということで突っ込んでいきました。しかし、今後は、被災者の仮設住宅あるいは民間賃貸住宅等についてこういったものは、1つの部でしっかり1人の部長のもとでやらせたいと考えております。そういった反省はしておりまして、今後しっかりと検討してまいりたいと思っております。

質問3 災害対応の体制整備のあり方

今回の分野で、県と市町村との関係でございまして、いわゆる平時における密接な市町村との連絡調整が重要だと思っております。県と市町村とのこれまでの災害救助に関する研修会をより充実して、あらゆる事態に対応できる職員の人材育成と人員体制、そしてその連携が求められます。今後の災害救助法における災害対応の体制整備のあり方についてお聞かせください。

答弁3 (岡部敦保健福祉部長)

これまで通常ベースですと、全国の担当者会議を踏まえまして、県の方で市町村の担当者を集めて研修を行うというような状況でございました。今回の震災で、市町村の担当の方々につきましても相当程度のノウハウは蓄積されたとは思いますが、今後に当たりましては、通常の制度面の研修ということではなくて、より実務的な面での実務研修や役割分担の確認といった形で、しっかりと各市町村においても専門性のある人材を育成していくということが必要であろうかと考えてございます。こういった災害救助法の関連の事務につきましましては、国の方でもいろいろ今後のあるべき姿ということが検討されているとお聞きしておりますので、そういった方向性なども踏まえまして、検討を進めていきたいと思っております。

質問 4 プレハブ仮設住宅の入居状況

応急仮設住宅におけるプレハブ仮設住宅について。県整備分は、プレハブ仮設住宅を最終的には昨年 12 月までで 2 万 1572 戸整備し、決算額は寒さ対策を含めて約 1400 億円。プレハブ仮設住宅 2 万 1572 戸の最多の入居戸数とその入居率、数字と入居率をお聞かせください。

答弁 4 (岡部敦保健福祉部長)

県整備分の最多の入居戸数は 2 万 1093 戸、入居率は 97.8%となっております。なお、市町の方の整備分も含めましても、最多入居率は 97.8%が最高となっております。

質問 5 プレハブ仮設住宅の戸数と事業費

昨年 4 月に行った県内事業者を含む国内の応急仮設住宅供給事業者リストに参加した事業者が県内において整備したプレハブ仮設住宅の戸数と、その事業費もお聞かせください。

答弁 5 (岡部敦保健福祉部長)

当初一括でプレ協の方をお願いしましたが、その後、事業者リストをつくりまして、市町村に事務委任をして行っていただくという形になったわけですが、最終的には、3 町において 523 戸というような整備になってございます。

事業費は、当初契約の本体分だけでは 28 億 3000 万という決算でございますけれども、これに、昨年の暑さ寒さ対策、あと先ほどいろいろ議論ありました追いだきなども加えますと、最終的には 38 億余りになるのではないかと考えております。

質問 6 復興住宅への転用可能なプレハブ仮設住宅建設

この議会においても、8 月までのプレハブ仮設住宅の完成見込みがずれ込むのであれば、将来的に本設の復興住宅への転用に対応できるようなプレハブ仮設住宅の提言も行われてきましたが、本設の復興住宅への転用が可能なプレハブ仮設住宅建設はあったのか、お聞かせください。

答弁 6 (村井嘉浩知事)

本設に可能な仮設住宅の建設はルールですので、できませんでした。ただ、かなりすばらしい仮設住宅、ハウスメーカー等がつくったものもありますので、こういったものが再利用できないのか、有効活用をどうすればいいのかということは、今検討しているということでもあります。

質問7 プレハブ仮設住宅の今後

先程の数字も含めて課題として、今後、各被災市町における防災集団移転事業や土地区画整理事業、復興住宅整備が行われ、被災者の住宅再建が進んでまいります。当然、プレハブ仮設住宅から退去していく方々が出ておられます。

まずは、現在のプレハブ住宅から退去した戸数をお聞かせください。また、今後のプレハブ仮設住宅の整理と集約のあり方をどのように考えているのか。そして、今後のプレハブ仮設住宅における解体費の見込みはどれくらいか、お聞かせください。

答弁7 (岡部敦保健福祉部長)

退去されました戸数は、9月末までで、1900戸余りというような状況でございます。集約のあり方でございますが、市や町の復興計画あるいは仮設団地に入居されているその状況、例えば震災前にどこに住まわれていたとか、転居先の意向はどうかというようなことにも密接に関係してまいりますので、その整理と集約のあり方につきましては、市町のまちづくりの進捗状況としっかり整合が図られるように、連携して取り組んでいきたいと思っております。それから、解体費でございますが、リース分につきましては、既に解体費を含めて契約をさせていただいております。買い取りの住宅につきましては、解体の際に別途改めて契約するということとなります。これを、リース住宅を参考にしますと、現時点では210億程度が見込まれます。1戸当たり110万強と費用がかかるのではないかと見込んでございます。

質問8 民間賃貸住宅の借り上げ制度

民間賃貸住宅の借り上げ制度について。県借り上げ分としては2万5137戸。決算額としては200億6978万円。これはプレハブ仮設住宅を上回る戸数であり、大規模に利用された例としては初めてであります。この制度は被災者にとってメリットが多く、プレハブ仮設住宅を補完する措置としての成果は十二分に発揮されました。先ほど議論もあった、時間的にもプレハブ仮設住宅は十二月までかかり、空きプレハブ仮設住宅も、結果的には問題視された現状もでございます。今後のプレハブ仮設住宅の整理集約については、先ほど答弁いただきましたけれども、今後も議会でやりとりがあるのかなと思っております。また、今回の決算額でも、プレハブ仮設住宅一戸当たり約744万円というお話もございました。民賃の方は、一戸当たり、大体80万円で済んでいるという実績もでございます。民賃制度を使った方が約8分の1、もしかすると9分の1以上の行政経費縮減にもつながってまいります。今後の巨大広域災害における民賃制度の位置づけとしては、プレハブ仮設住宅を補完する形ではなく、むしろ、都市部近郊を中心に、ある程度、民間賃貸住宅の借り上げを見込める地域は、民賃制度を補完する形でプレハブ仮設住宅を建設するという方向性で臨むべきであると考えますが、最後に、知事の御見解を伺います。

答弁8 (村井嘉浩知事)

十分検討に値することだと思っています。財政面を考えると、はるかに自治体の負担も軽くなりますし、プレハブは解体するとごみになりますので廃棄物になりますが、それをどうするかという問題もございますし、また、入居された方も、プレハブと違って、寒さ暑さ対策ができていて普通の家でございますので、そういう意味では非常にいい面も多いと思います。

ただ一方、民間賃貸アパート・家に入ると、みんなばらばらになってしましまして、完全にコミュニティーが破壊されてしまいます。入った人は、1人入ってきて、隣近所と全然知らない。また、NPO等のケアする側の方も、どこに誰がいるかわからない、したがって、まとまってケアができないという、そのようなデメリットもございます。その辺も考えながら、今後しっかりと検討していくべきだと思っています。

私自身も非常に有効な方法だと思っていますので、今後どうすればいいかという検証が国から入って来たときに、意見を求められたら、私もそういった意見を述べていきたいと思っています